

市民からいただいたご意見の集約

<p>○<u>基本的人権の尊重</u>のところで、憲法が保障する国民の自由と権利を制限することがかいてあります。</p> <p>〔意見〕 これは、憲法違反だとおもいます。</p>
<p>○府中市に危機管理専門官を置いていただきたい。</p>
<p>○ <u>国民の協力</u>のところで、市は、必要あると認めた時は国民に必要な援助について協力要請し、国民は自発的な意思により必要な協力をするよう努める。と書いてあります。</p> <p>〔質問〕 自発的な意志による協力拒否の自由は保障されていますか。</p> <p>〔意見〕 この文言からは、自発的な意志による協力拒否が十分には補償されていないように感じます。これも憲法が保障する基本的人権の侵害だと思えます。</p>
<p>○市の地理的、社会的特徴 のところでは、</p> <p>〔意見〕 都の施設として都立病院や都立公園、都立の学校があること、国の施設として警察大学校、東京外語大学、東京農工大、(移転予定施設として) 国立医薬品食品衛生研究所、などがあること、企業ではNEC、東芝があること、市に隣接して調布飛行場があることなどの記述がなく、基本的な認識が薄いように思います</p>
<p>○平素からの備えについては必要以上のことをすべきではない。たとえば、情報の提供について、住民から情報収集を行うような行為は思想信条、良心の自由を侵害する危険性があるので避けるべき</p>
<p>○『民間防衛』（スイス政府編 原書房）に相当する冊子を各家庭に配布願いたい。</p>
<p>○国民保護計画上の避難訓練は、強制にならないよう徹底すること。</p>
<p>○戦争を想定した訓練も、本来の意図に反して、近隣諸国に臨戦態勢をしいていることを印象付けることとなるので慎重に対応していただきたい</p>
<p>○自然災害の防災訓練と、国民保護での訓練を統合せず、区別して実施することを徹底すること。</p>
<p>○都対策本部から求めがあった場合は、市は、職員を派遣する。とかいてあります。〔意見〕 強制と取れる書き方です。市の判断で断ることができないのであれば、問題です。</p>
<p>○武力攻撃事態では、自衛隊が攻撃を受けることが想定される。基地に対する攻撃の発令の段階で、できるだけ基地から遠くに避難することを避難誘導計画のトップに挙げるべきです（原発事故からの避難と同様に）。少なくとも、基地への攻撃の事態を市民に隠さず、国民保護計画の中に盛り込むべき。</p>
<p>○応急公用負担等のところで、</p> <p>(1) 市長は、・・・おそれがあるときは、設備、物件の占有者、所有者に設備、物件の除去、保安、等を指示する。とかいてあります。</p> <p>(2) 市長は他人の土地、建物などの一時使用、収用、あるいは、除去などの措置を講ずる。とかいてあります。〔意見〕 一方的な、市長判断によるもので、市民の財産権の侵害であり、憲法違反です。</p>
<p>○市町村が対応する保護計画においては、当該地域に住む外国人の保護を念頭においた計画を立てるべき</p>

○市は意識的に外国籍住民の排斥を防止する対策をプログラムするべき
○市が（外国人を含む）住民の保護責任を主体的に果たすよう計画の中に明記するべき
○自主防災組織のリーダーに対する研修の中でも外国籍住民（滞日外国人も含む）に対する理解と啓発に努めるべき。自主防災組織のリーダーが排外的意識にとらわれないよう、むしろ有事においても冷静に外国籍住民に対しても国籍を問わず平等に対応できる資質の育成を市が研修の中で支援するべき。 住民の保護という観点では、有事の際、住民の個人情報保護を、国籍を問わず、すべての市民の保護を市として果たしていただくよう強く要望したい。 有事における国民保護計画の中には国籍を問わない外国籍住民の保護責任が市にあることを、明確にすべき。
○「有事」において、自衛隊が作戦行動をする上で、特定の市民の個人情報の照会、情報の提示を要求することが起きたとしても市は、市民の保護責任の立場、国民の身体・財産、生命を守る、そして基本的人権を尊重する（国民保護法第 5 条に明記「日本国憲法の保障する自由と権利が保障されなければならない」）立場から、自衛隊の要求を拒否していただくよう切望したい
○警察および自衛隊が、テロ犯人、協力者の検挙や身柄拘束のためにこの計画を使用しないということを明記すべき
○市には、国や都に反対してでも、市民を守って欲しいと思います。 また、市民が物言えない、職員が物言えない、この計画には、市民自治の要素がまったくありません。憲法にも沿わないものです。計画を白紙に戻していただきたい
○『「テロ」は日本でも確実に起きる 核・生物・化学兵器から身を守る方法』（井上忠雄 講談社+α新書）、『民間防衛』（スイス政府 原書房）、『原爆投下・10 秒の衝撃』（NHK出版）を参考文献として、必要に応じてN（核）に対する記述を見直し願いたい。
○小学校・中学校・市の施設及び広域避難の避難拠点に具備すべき資機材のリスト及び予算措置。線量計・簡易トイレまで必要かどうか。おそらくその取扱い講習会も必要かもしれません。
○市内の各病院の病床数と医療機材・診療科の状況の確認
○市内において、非常火災発災時に食料の供給可能な事業者及び平時供食数の把握ならびに市内 JA 倉庫などでの食糧備蓄の把握
○20 号線及び鎌倉街道・川崎街道の利用禁止に伴う交通管制
○消防応援協定の東京都以外の自治体との数の増加の検討及び他地域受入時のロジスティック業務
○市役所各組織の保有する電算機の各種情報の避難もしくはバックアップ措置
○インターネットエクスチェンジ施設の誘致
○緊急警報システムの受信システムの構築と市町村共通の安否情報システムの構築
○市内各避難所における安否情報システムの回線確保と冗長系の確保